

情報セキュリティマネジメントシステムの運用の見直しについて

区では、情報セキュリティの一層の向上を図るため、平成28年9月から情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の運用を開始し、平成29年7月に国際規格ISO/IEC 27001:2013の認証を取得した。

この間の取組みを通じて、各部署における情報セキュリティにかかる現状が把握できたため、これらを踏まえて認証範囲を見直すなど、より効果的で効率的な取組みとする。

1 これまでの取組み

情報セキュリティの脅威が高まる中、区では、区民の個人情報等を守り区民サービスを安定的に提供するため、セキュリティポリシーに基づき情報セキュリティの取組みを進めるとともに、区の情報システムにおいては、住民情報流出の防止、インターネット接続環境の分離、都区市町村情報セキュリティクラウドの利用などの対策を講じてきた。

【ISMSの主な取組み】

- セキュリティポリシーの遵守
- 情報資産台帳等の作成
- 内部監査の実施
- 各種情報セキュリティ研修の実施
- インシデント防止策の実施
- 定期審査の受審

2 見直しの内容

(1) 情報セキュリティに対する職員の理解が深まり全庁的なセキュリティレベルが向上したことから、今後は、職員が自律的・主体的に各部署の業務特性に応じたよりきめ細かなリスク管理を行う。

そのため、内部監査については、職員の相互監査による項目点検を中心とした方式から、事務局職員による監査に改め、各部署に対する支援を一体的に行う。

(2) これまでに把握された情報セキュリティレベルに応じて認証範囲を見直し、区の標準的な運用と国際規格に適合した運用に分けて管理する。

区の標準的な運用としては、上記(1)を基本として継続的改善を図り、国際規格の認証範囲外とする。(セキュリティポリシーの遵守、情報資産台帳等の作成、内部監査の実施、各種情報セキュリティ研修の実施、インシデント防止策の実施については認証範囲外の部署についても全庁的に継続する。)

一方、マイナンバーの取扱いが多い部署や住民情報系システムを取り扱う部署については、より高いレベルの情報セキュリティを確保するため、国際規格の認証を継続し、高度な専門性を持つ外部機関による審査や最新の知見に基づく助言、指導を受け、さらなる改善を図る。

【国際規格認証範囲の見直し】

平成30年度 平成31年度
112分野・事業所 → 26課・事業所

認証範囲（26課・事業所）

（平成31年4月1日予定）

部	課・事業所（庁内）	課・事業所（庁外）
企画部	情報システム課	
総務部	職員課	
区民部	戸籍住民課 税務課 保険医療課	地域事務所 （5か所）
子ども教育部 （教育委員会事務局）	保育園・幼稚園課 学校教育課 子育て支援課	
地域支えあい推進部	地域活動推進課 地域包括ケア推進課 介護・高齢者支援課	すこやか福祉センター （4か所）
健康福祉部	福祉推進課 障害福祉課 生活援護課	保健企画課 保健予防課
都市基盤部	住宅課	

3 今後のスケジュール

平成31年 4月 各部署における新年度運用体制の確定
情報資産台帳等の作成
6月～9月 内部監査実施
平成32年 1月 国際規格認証の更新審査受審